

NPO法人の活動を支援します！

ライフフリー事業助成金

助成金対象年度：令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

申請の募集期間：令和7年11月17日(月)から令和8年1月16日(金)まで



「ライフフリー」について

当協会では、高齢者や障がいのある方が、日常生活において、独居や障がい等から生じる不安や心配事等から解放され(ライフフリー)、自分らしく安心した生活が送れるよう取組みを進めています。

～ご案内～

神奈川県内の各地域において「高齢者」の福祉増進活動や「障がい者」の支援活動に取り組まれている「NPO法人」の皆様の社会貢献の一助となることを願って、活動経費の一部を助成いたします。皆様の申請をお待ち申し上げます。

1 助成の対象となるNPO法人

次に掲げるいずれにも該当する法人とします。

- (1) 在宅高齢者の福祉の増進又は在宅障がい者の支援を目的とする事業を直接行うNPO法人であること
- (2) 神奈川県内に活動拠点を有するNPO法人であること
- (3) 申請時点で助成対象事業に該当する事業の活動実績があり、助成対象事業を継続して実施しようとするNPO法人、又は助成対象事業を新たに実施しようとするNPO法人であること

2 助成金の助成対象となる事業

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、神奈川県内で実施する在宅高齢者又は在宅障がい者を対象とした次の各号のいずれかに類似する事業とします。

※介護保険制度の給付及び支援費制度の給付を受けている事業は助成対象外となります。

- (1) 安否確認などの見守り活動
(定期的な訪問、配食サービスと連動した安否確認、緊急連絡システム、センサー・機器見守りシステム運営等)
- (2) 生活援助活動、保守・修理等の営繕活動
〔家事援助、デイサービス利用時の送り出し・出迎え、外出支援、ペットの世話、簡単な大工仕事、電球・パッキンの交換、粗大ゴミ出し、家具・電気器具等の移動・修繕等〕
- (3) 居場所活動(癒しの場作り・運営、ふれあい喫茶の運営、いきいきサロンの運営等)
- (4) 生きがい支援活動(パソコン操作の指導、囲碁・将棋の相手等)

3 助成金の額

助成金の助成対象となる事業に要する経費の3分の2以内で、年間35万円を限度として助成します。

4 申請書類及び申請方法等

所定の申請書類に必要書類を添えて郵送により申請いただきます。

詳しくは、当協会のホームページ、又は事務局にお問い合わせください。

— お問い合わせ先 — 一般社団法人 **かながわ土地建物保全協会**

TEL：045-201-9964 事務局：総務部総務課

【URL】 <https://www.thk.or.jp/>

